



- ①市民等から警察へ通報があった場合は区総務企画課へ、
区総務企画課へ通報があった場合には警察へ、
施設管理者へ通報があった場合には警察及び区総務企画課へ情報提供する
 - ②区総務企画課は情報を探知した場合、環境共生担当課へ連絡し対応を協議する
 - ③環境共生担当課は状況を確認し、区総務企画課と方針を決定するとともに、
委託業者・猟友会等に出動を要請する
 - ④環境共生担当課又は区総務企画課は、施設周辺での出没情報の場合、
施設管理者に情報提供し、対応を協議する
 - ⑤環境共生担当課は、状況に応じて、市関係部局や他自治体に情報提供し、連携し対応にあたる
- (注) 区総務企画課は、現場対応や広報車による広報など人員を要する場合には、
隣接区等へ応援を要請するとともに、要請を受けた区については、可能な限り協力すること
また、必要に応じて、この図によらず、適宜関係機関との情報共有及び連携の徹底を図ること

現地調査及び対応終了後は速やかに以下対応を行うこと

- ・環境共生担当課 (又は各区総務企画課) よりメール送付
- ・環境共生担当課より情報発信 (市公式ホームページ、SNS等)
- ・区総務企画課から関係機関等へ「ヒグマ出没記録・連絡票」の送付
- ・必要に応じ、今後の対策を関係機関等と協議・調整のうえ実行

